



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
第1巻 第1号

2014年3月(第24号)

すっかり春らしい陽気になりました。各地で桜が開花し、お花見の季節が到来です。「事務所だより3月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 就業規則を作成していますか？
- 2 国民年金前納割引制度
- 3 賃金支払いの5原則とは？
- 4 当事務所から

就業規則を作成していますか？

常時10人以上の労働者を使用している事業場では就業規則の作成が義務付けられています。また、作成した就業規則は労働者代表の意見を聴き、その意見書を添付して、所轄労働基準監督署に届け出ることとなっています。変更した場合も同様です。（「常時10人以上の労働者」には、パートタイム労働者等も含まれます）就業規則には、職場の秩序を保ち、労働条件の安定と経営の安定に役立つとともに、無用なトラブルを防ぐメリットがありますので、9人以下の事業場でも出来るだけ作成した方がよいでしょう。今回は就業規則作成のポイントをご紹介します。

■ 作成する際に、必ず記載しなければならない事項

- ① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、労働者を2組以上に分けて交替で就業させる場合においては就業時転換に関する事項（育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業等も含まれます）
- ② 賃金（臨時の賃金等を除きます）の決定、計算及び支払いの方法、締切り及び支払時期、昇給に関する事項
- ③ 退職（解雇の事由を含みます）に関する事項

■ 定めをする場合には、記載しなければならない事項

退職手当、臨時の賃金、安全及び衛生に関する定め等

■ 就業規則の周知(作成後、次のいずれかにより労働者へ周知)

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける。
- ② 書面で交付する。
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクなどに記録し、労働者が常時閲覧できるようにする（社内LANなどでの閲覧等）



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/model/>

国民年金前納割引制度

国民年金第1号被保険者及び任意加入被保険者が支払う国民年金保険料に前納割引制度があるのをご存じでしょうか。平成26年の国民年金保険料の月額が15,250円ですが、1年分を口座振替で前納すると3,840円が年間で割引となります。6ヶ月分では年間割引が2,080円(1,040円×2)。さらに本年度からは2年前納制度ができ、2年間で14,800円割引となります。

口座振替の申込みには、基礎年金番号の記入が必要ですので、年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。申込用紙は金融機関や年金事務所の窓口にあります。日本年金機構のホームページから入手することもできます。



【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=5787>



賃金支払いの5原則とは？

毎月支払われる給与には法律上支払いのルールがあることをご存じでしょうか。労働基準法では「賃金支払いの5原則」として「使用者は①通貨で②全額を③毎月1回以上④一定の期日に⑤直接労働者に支払う」と定められています。

そのために、給与から控除できるのは社会保険料や所得税などの法令に定めがあるものとされ、それ以外の項目を控除する場合は労使協定が必要です。また銀行振込には労働者の同意が必要ですので、銀行振込の申出書を提出してもらうようにしましょう。毎月行っている給与業務にも法律上のルールがあるのです。

当事務所から



事務所日より3月号はいかがでしょう。毎年春になると気象庁が発表する桜の開花宣言が待ち遠しく、お花見に行くのが華やきます。お花見の習慣は外国人にはなかなか理解しにくいようですが、この時期になると日本人に生まれてよかったなあと感じます。さて、今日はどこへお花見に行きましょうか。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606号
(社会保険労務士法人アシスト 21内)

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美